

－ 制 定 ・ 改 廃 の 概 要 －

条例・規則名 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則の一部を改正する規則

公布年月日・番号 平成 30 年 3 月 30 日・東京都規則第 72 号

1 概要

(1) 改正理由

総量削減義務と排出量取引制度（以下「本制度」という。）における振替可能削減量について、本制度の義務の履行以外の用途に利用できるようにするため、所要の改正を行う必要がある。

(2) 改正内容

一般管理口座に記録されている振替可能削減量のうち、当該一般管理口座の口座名義人から義務充当に利用しない旨の申請があったものについて、義務充当に利用できないものとして削減量口座簿上で適切に管理できるよう規定を整備する。

2 施行日

平成 30 年 4 月 1 日

3 問合せ先

環境局地球環境エネルギー一部総量削減課

03-5388-3465